

富士見市議会6月定例会 提出予定議案

開会日：令和3年6月1日（火）予定

合計22件（内訳：条例8件、予算1件、財産2件、人事2件、専決処分2件、
報告7件）

【条例】

- 議案第40号 富士見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 富士見市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 富士見市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第44号 富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 富士見市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

【予算】

- 議案第48号 令和3年度富士見市一般会計補正予算（第3号）

【財産】

- 議案第49号 財産の取得について
- 議案第50号 財産の取得について

【人事】

- 議案第51号 富士見市監査委員の選任について
- 議案第52号 富士見市固定資産評価員の選任について

【専決処分】

- 議案第 5 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 5 4 号 専決処分の承認を求めることについて

【報告】

- 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 報告第 3 号 令和 2 年度富士見市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 4 号 令和 2 年度富士見市下水道事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第 5 号 令和 2 年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 6 号 令和 2 年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 7 号 令和 2 年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 8 号 令和 2 年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について

議案第40号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	固定資産評価審査委員会
条例名	富士見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
制定趣旨	地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）の制定に伴い、「提出者等の押印を求めている地方税関係書類について、押印を不要とする。」こととなったや、本市の押印見直し方針を踏まえ、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に係る手続を見直すもの。
主な改正点	審査手続書類への押印等を不要とするもの。
条例施行期日	公布の日から施行

議案第41号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	総務部 職員課
条例名	富士見市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
制定趣旨	<p>国においては、行政手続や内部手続における書面・押印・対面を見直すこととし、サービスの宣誓時の「署名及び対面」を不要とする改正がされた。また、埼玉県においても、サービスの宣誓に関する宣誓書の「署名及び押印」を不要とする改正がされた。</p> <p>本市の押印見直し方針や、これらを踏まえ、職員のサービスの宣誓の実施方法を見直すもの。</p> <p>※ 国 : 政令の改正を令和3年3月26日付で公布 ※ 埼玉県 : 条例の改正を令和3年3月30日付で公布</p>
主な改正点	<p>① 「任命権者等の面前」での「署名」を廃止し、宣誓書を任命権者に提出することに改正</p> <p>② サービスに関する宣誓書のうち「押印」を廃止</p>
条例施行期日	公布の日から施行

議案第42号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	市民部 税務課
条例名	富士見市税条例等の一部を改正する条例
制定趣旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日付で公布されたことに伴い、富士見市税条例等の一部を改正するもの。
主な改正点	<p>【第1条による改正】</p> <p>① 個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定基準において、扶養控除の対象外となる国外居住親族を除外する所要の規定を整備するとともに、公的年金等の支払を受ける納税義務者の扶養親族申告書において、控除対象扶養親族以外の扶養親族として必要とされる情報が「16歳未満の扶養親族」に限定されることから、所要の文言を整理するもの。</p> <p>② セルフメディケーション税制（特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）について、租税特別措置法の改正により、国税において適用期限が5年延長されたことから、個人市民税においても、適用期限を5年延長する規定を整備するもの。</p> <p>【第2条による改正】</p> <p>③ 富士見市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第22号）で行った国税における連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴う法人市民税に係る所要の規定の整備について、納税者及び課税庁の事務負担軽減を図る観点から、国税における外国税額控除の見直しによる法人市民税への影響部分に対応する規定を整備するもの。</p>
条例施行期日	条例附則に定める日

議案第43号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	教育部 学校教育課
条例名	富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
制定趣旨	<p>国においては、行政手続や内部手続における書面・押印・対面を見直すこととし、サービスの宣誓時の「署名及び対面」を不要とする改正がされた。また、埼玉県においても、サービスの宣誓に関する宣誓書の「署名及び押印」を不要とする改正がされた。</p> <p>本市の押印見直し方針やこれらを踏まえ、県費負担教職員のサービスの宣誓の実施方法を見直すもの。</p> <p>※ 国 : 政令の改正を令和3年3月26日付で公布 ※ 埼玉県 : 条例の改正を令和3年3月30日付で公布</p>
主な改正点	宣誓書への「署名」を廃止
条例施行期日	公布の日から施行

議案第44号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	子ども未来部 保育課
条例名	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
制定趣旨	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第23号）が公布されたことに伴い、同基準を引用している本市条例の一部を改正するもの。</p>
主な改正点	<p>① 児童福祉法第24条第3項を同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を明記</p> <p>② その他、文言整理</p>
条例施行期日	公布の日から施行

議案第45号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	子ども未来部 保育課
条例名	富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例
制定趣旨	子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第93号）が公布されたことに伴い、同施行令を引用している本市条例の一部を改正するもの。
主な改正点	① 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託されている児童が保育所等へ入所する場合、里親と同様に、保育所等の利用者負担を求めないこととする改正を行うもの。 ② その他、文言整理
条例施行期日	公布の日から施行

議案第46号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	子ども未来部 保育課
条例名	富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
制定趣旨	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第52号）が公布されたことに伴い、同基準を引用している本市条例の一部を改正するもの。
主な改正点	① 児童福祉法第24条第3項を同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を明記 ② その他、文言整理
条例施行期日	公布の日から施行

議案第47号

定例議会提出条例要旨

担当部課名	都市整備部 まちづくり推進課																												
条例名	富士見市都市公園条例の一部を改正する条例																												
制定趣旨	びん沼自然公園について、「水辺空間の活用・創出」、「自然を活用した体験の場の創出」、「地域の魅力向上・活性化」を基本方針とした新たな交流拠点の整備にあわせて、指定管理者制度を導入するとともに、所要の改正を行うもの。																												
主な改正点	<p>指定管理者による管理及び指定管理者が行う業務の範囲、供用日等、利用料金、利用料金の減免、利用料金の返還を追加</p> <p>○有料の公園施設（別表第1）に、びん沼自然公園を追加</p> <table border="1"> <tr> <td>びん沼自然公園</td> <td>パークゴルフ場、キャンプ場、バーベキュー場 多目的ルーム、コインシャワー、駐車場</td> </tr> </table> <p>○指定管理者による管理及び指定管理者が行う業務の範囲（別表第4）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>びん沼自然公園</td> <td>(1) 公園の利用に関する業務 (2) 利用料金の徴収に関する業務 (3) 公園の施設、設備、遊具等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>○供用日等（別表第5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有料の公園施設</th> <th>供用日</th> <th>供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パークゴルフ場</td> <td>1月4日から 12月28日まで</td> <td>午前8時30分から 午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>キャンプ場</td> <td>1月4日から 12月28日まで</td> <td>午前10時から 翌日の午前9時まで</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー場</td> <td>1月4日から 12月28日まで</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>多目的ルーム</td> <td>1月4日から 12月28日まで</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>コインシャワー</td> <td>1月4日から 12月28日まで</td> <td>午前8時30分から 午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> <td>午前零時から 午後12時まで</td> </tr> </tbody> </table>		びん沼自然公園	パークゴルフ場、キャンプ場、バーベキュー場 多目的ルーム、コインシャワー、駐車場	都市公園	業務	びん沼自然公園	(1) 公園の利用に関する業務 (2) 利用料金の徴収に関する業務 (3) 公園の施設、設備、遊具等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務	有料の公園施設	供用日	供用時間	パークゴルフ場	1月4日から 12月28日まで	午前8時30分から 午後5時まで	キャンプ場	1月4日から 12月28日まで	午前10時から 翌日の午前9時まで	バーベキュー場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から午後5時まで	多目的ルーム	1月4日から 12月28日まで	午前9時から午後5時まで	コインシャワー	1月4日から 12月28日まで	午前8時30分から 午後5時まで	駐車場	1月1日から 12月31日まで	午前零時から 午後12時まで
びん沼自然公園	パークゴルフ場、キャンプ場、バーベキュー場 多目的ルーム、コインシャワー、駐車場																												
都市公園	業務																												
びん沼自然公園	(1) 公園の利用に関する業務 (2) 利用料金の徴収に関する業務 (3) 公園の施設、設備、遊具等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務																												
有料の公園施設	供用日	供用時間																											
パークゴルフ場	1月4日から 12月28日まで	午前8時30分から 午後5時まで																											
キャンプ場	1月4日から 12月28日まで	午前10時から 翌日の午前9時まで																											
バーベキュー場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から午後5時まで																											
多目的ルーム	1月4日から 12月28日まで	午前9時から午後5時まで																											
コインシャワー	1月4日から 12月28日まで	午前8時30分から 午後5時まで																											
駐車場	1月1日から 12月31日まで	午前零時から 午後12時まで																											

○有料の公園施設の使用料又は利用料金（別表第3）

【パークゴルフ場】

区分		利用料金
18ホール	一般	300円
	高校生以下	200円
36ホール	一般	600円
	高校生以下	400円
1日（休日を除く。）	一般	900円
	高校生以下	600円

【キャンプ場】

区分		利用料金
1区画	午前10時から 翌日の午前9時まで	4,000円

【バーベキュー場】

区分		利用料金
1名（小学校就学前の者を除く。）	午前9時から 午後5時まで	500円

【多目的ルーム】

区分		利用料金
半日	午前9時から午後1時まで	2,000円
	午後1時から午後5時まで	2,000円
1日	午前9時から午後5時まで	4,000円

【コインシャワー】

区分		利用料金
1回		100円

【駐車場】

区分		利用料金
普通自動車	1時間	100円
準中型自動車	1時間	500円
中型自動車	1時間	500円
大型自動車	1時間	500円

主な改正点

条例施行期日

条例附則に定める日

議案第48号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和3年度富士見市一般会計補正予算（第3号）
要 旨	補正予算額 1億3,693万3千円 （補正後の歳入歳出予算総額 363億1,428万1千円）
主な内容 （特徴点）	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金を給付するほか、市内中学校の修学旅行に係るキャンセル料等を支援するもの。
項目詳細	
<p>歳入予算の主な補正内容</p> <p>1 国庫支出金 1億1,438万円 2 繰入金 771万8千円 3 市債 1,620万円</p> <p>歳出予算の主な補正内容</p> <p>1 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（子育て支援課） 1億160万円 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための補正</p> <p>2 道路修繕事業（道路治水課） 1,800万円 道路面が劣化している市道第5210号線（鶴瀬東1丁目地内）について、道路修繕工事を実施するための補正</p> <p>3 学校教育支援事業（学校教育課） 1,091万9千円 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市内中学校（富士見台、本郷、東、水谷）の修学旅行のキャンセル料等を支援するための補正</p>	

令和3年度一般会計補正予算（第3号）

1 補正予算（第3号）の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金を給付するほか、市内中学校の修学旅行に係るキャンセル料等の支援が主な内容となっています。

(単位 千円)

2 歳入歳出予算の補正

(1) 歳入歳出予算補正額	136,933
補正後累計額	36,314,281

(2) 歳入の内容

ア 国庫支出金	114,380
個人番号カード交付事業費補助金（市民課）	12,780
子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金（子育て支援課）	10,200
子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金（子育て支援課）	91,400
イ 県支出金	△1,365
ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業費交付金（文化・スポーツ振興課）	△1,365
ウ 繰入金	7,718
財政調整基金繰入金（財政課）	7,718
・補正後繰入額	900,342（令和3年度末基金残高見込 3,481,546）
エ 市債	16,200
地方道路等整備事業債（財政課）	16,200

(3) 歳出の内容

ア 居住関係公証事務事業（市民課）	19,138
地方公共団体情報システム機構からの通知に基づき、個人番号カードの発行等に係る事務交付金を増額するほか、住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳システム等を改修するための補正	
【特定財源：個人番号カード交付事業費補助金（国）	12,780】

- イ 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（子育て支援課） 101,600**
 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための補正
 【特定財源：子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金（国） 10,200、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金（国） 91,400】
 ・50,000円×1,828人
- ウ 放射線等対策事業（環境課） 440**
 空間放射線測定器の故障に伴い、測定器を購入するための補正
- エ 道路修繕事業（道路治水課） 18,000**
 道路面が劣化している市道第5210号線（鶴瀬東1丁目地内）について、道路修繕工事を実施するための補正
 【特定財源：地方債 16,200】
- オ 学校教育支援事業（学校教育課） 10,919**
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市内中学校（富士見台、本郷、東、水谷）の修学旅行のキャンセル料等を支援するための補正
- カ 東京2020セルビアホストタウン事前キャンプ実施事業（文化・スポーツ振興課） △13,164**
 東京2020オリンピック競技大会に係るセルビア共和国の事前キャンプ費用を減額するための補正
 【特定財源：ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業費交付金（県）△1,365】
 ・女子ハンドボールチーム関係費用の減 △15,061
 ・男子レスリングチーム関係費用の増 1,897

3 地方債の補正

（1）地方道路等整備事業債（財政課）

事業費の増額に伴う増額補正

- ・（補正前）50,600→（補正後）66,800

議案第49号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	教育部 学校教育課
議案名	財産の取得について
要旨	市立小学校及び中学校の教育用備品として財産を取得するため、議決を求めるもの。
内容	<p>① 財産の種類 備品</p> <p>② 財産の内容 大型テレビモニター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：G I G Aスクール構想実現に向け、教師用・児童生徒用端末と接続し、授業等で利用するため、普通教室に設置 ・台数：215台（小学校161台、中学校54台） ・仕様：画面サイズ 50V型ワイド <p>③ 設置場所 富士見市立鶴瀬小学校ほか16校</p> <p>④ 取得金額 14,214,794円</p>

議案第50号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	教育部 学校給食センター
議案名	財産の取得について
要旨	学校給食の調理用備品として財産を取得するため、議決を求めるもの。
内容	<p>① 財産の種類 備品</p> <p>② 財産の内容 スチームコンベクションオーブン等</p> <p>(1) スチームコンベクションオーブン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：蒸気と熱風で、焼く、蒸すなどの調理機能を持つ業務用厨房機器 ・台数：3台 ・仕様：外形寸法：W1082×D1118×H1872 mm <p>(2) 消毒保管庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：スチームコンベクションオーブン用トレイ（ホテルパン）の消毒・保管機器 ・台数：1台 ・仕様：外形寸法：W2700×D950×H1960 mm <p>③ 設置場所 富士見市学校給食センター</p> <p>④ 取得金額 28,743,000円</p>

議案第51号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	総務部 秘書広報課
議案名	富士見市監査委員の選任について
内容	令和3年4月1日以来空席となっている議員選出の富士見市監査委員に、尾崎孝好氏を選任することについて同意を求めるもの。

議案第52号**定例議会提出議案要旨**

担当部課名	市民部 税務課
議案名	富士見市固定資産評価員の選任について
内容	富士見市固定資産評価員に、佐々木恵司氏を選任することについて同意を求めるもの。

議案第53号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	市民部 税務課
議案名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市税条例の一部を改正する条例)
要旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日付で公布されたことに伴い、富士見市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。
主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> ① 源泉徴収関係書類及び退職所得申告書について、電子提出に関する規定の整備 ② 固定資産税の課税標準に関する特例、いわゆる「わがまち特例」について、引用する適用条項の改正や改廃 ③ 軽自動車税に係る環境性能割の臨時的軽減について、適用期限の延長及び種別割について、燃費性能により軽減するグリーン化特例を延長するなどの規定の整備 ④ 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、適用期限の延長及び令和3年度に限り、課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く規定の整備 ⑤ 個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の特例措置について、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」により、所得税における適用期間が延長されたことに伴い、個人市民税における適用期間を延長する規定の整備
条例施行期日	条例附則に定める日

議案第54号

定例議会提出議案要旨

担当部課名	市民部 税務課
議案名	専決処分の承認を求めることについて (富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例)
要旨	地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日付で公布されたことに伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。
主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> ① 固定資産税の課税標準に関する特例、いわゆる「わがまち特例」について、引用する適用条項の改正 ② 土地に係る都市計画税の負担調整措置について、適用期限の延長及び令和3年度限り、課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く規定の整備
条例施行期日	令和3年4月1日

報告第2号

定例議会提出報告要旨

担当部課名	建設部 道路治水課
報告名	専決処分の報告について
要旨	議会において指定されている損害賠償の額を定めることについて、専決処分したので報告するもの。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・概要 相手方が市道を自動車で行中、対向車とすれ違う際に、対向車側の道路の一部が損傷したことにより、補修材等が混ざった雨水が相手方の自動車に飛散し、その一部が汚損したもの。 ・損害賠償額 76,700円

報告第3号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和2年度富士見市一般会計継続費繰越計算書
要旨	令和2年度富士見市一般会計当初予算において設定した継続費について、次のとおり令和3年度に繰越したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告をするもの。
主な内容 (特徴点)	<p>令和2年度から令和3年度に繰越した事業は1事業、繰越額は3億1,500万円。</p> <p>1 公園整備事業 3億1,500万円 びん沼自然公園の整備工事</p>

報告第4号

定例議会提出予算概要

担当部課名	建設部 下水道課
会計種別	令和2年度富士見市下水道事業会計継続費繰越計算書
要旨	建設改良費の継続費（総額2億4,900万円）のうち、令和2年度年割額の予算残額4,080万円を逡次繰越しするもの。
主な内容 (特徴点)	<p>継続費対象事業の別所雨水ポンプ場建設工事委託について、支払義務の発生しなかった令和2年度年割額の予算残額を令和3年度に逡次繰越しするもの。</p> <p>(1) 別所雨水ポンプ場建設工事委託 4,080万円</p>

報告第5号

定例議会提出予算概要

担当部課名	政策財務部 財政課
会計種別	令和2年度富士見市一般会計繰越明許費繰越計算書
要旨	令和2年度富士見市一般会計補正予算において設定した繰越明許費について、次のとおり令和3年度に繰越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するもの。
主な内容 (特徴点)	<p>令和2年度から令和3年度に繰越した事業は41事業、繰越総額は16億9,997万5,819円。</p> <p>1 庁舎維持管理事業 他17事業 1,318万7千円 市内公共施設の蛇口の自動水栓化工事</p> <p>2 防災対策事業 380万8,315円 災害対策基本法の改正に伴う防災ガイドマップの作成</p> <p>3 居住関係公証事務事業 961万4千円 住民基本台帳法の改正に伴う住民基本台帳システム等の改修</p> <p>4 戸籍事務事業 149万6千円 住民基本台帳法の改正に伴う戸籍システムの改修</p> <p>5 障害者施設等従事者慰労金給付事業 1,260万円 市内障害福祉サービス提供事業者等に勤務する職員に対する慰労金の給付</p> <p>6 一般事務費 110万円 市内介護保険サービス事業所等へのプラスチックガウンの提供</p> <p>7 介護保険施設等従事者慰労金給付事業 7,500万円 市内介護保険サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金の給付</p> <p>8 精神保健事業 102万円 鉄道踏切及び駅ホームへの青色LED照明の設置負担金</p> <p>9 民間保育所等運営助成事業 2,210万円 市内民間保育所等の保健衛生用品等の購入費補助</p> <p>10 保育施設等従事者慰労金給付事業 3,210万円 市内民間保育施設、幼稚園及び放課後児童クラブに勤務する職員に対する慰労金の給付</p> <p>11 放課後児童健全育成事業 1,221万3千円 放課後児童クラブの保健衛生用品の整備及び蛇口の自動水栓化工事</p> <p>12 保育所運営事業 224万6千円 公立保育所の保健衛生用品の整備及び蛇口の自動水栓化工事</p>

主 な 内 容 (特 徴 点)	13	スクスク子育て応援特別給付金給付事業 スクスク子育て応援特別給付金の給付	650 万円
	14	感染症等予防対策事業 市内公共施設への自動手指消毒器の整備及び新型コロナウイルス感染症罹患者及び濃厚接触者への生活用品の配送	367 万 1,564 円
	15	新型コロナウイルスワクチン接種推進事業 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種	5 億 2,211 万 9,699 円
	16	道路修繕事業 市道第 5 1 2 6 号線（ふじみ野東 2 丁目地内外）の道路修繕工事	8,400 万円
	17	幹線道路整備事業 市道第 5 1 3 1 号線（富士見橋通線）の道路整備工事及び市道第 5 2 0 9 号線（関沢 2 丁目地内）の道路用地取得等	6 億 5,238 万 3,500 円
	18	シティゾーン整備推進事業 市道第 7 2 号線（大字上南畑地内）の道路用地取得	4,396 万 9,583 円
	19	公園整備事業 市民緑地諏訪の森の用地取得	7,819 万 158 円
	20	都市計画道路整備事業 市道第 5 1 1 8 号線（みずほ台駅東通線）の道路用地測量委託等	1,408 万 3 千円
	21	鶴瀬駅東口整備事業 鶴瀬駅東口駅前広場の整備工事	8,537 万 4 千円
	22	学校管理運営事業（小学校費、中学校費、特別支援学校費） 市内小学校、中学校、特別支援学校の保健衛生用品の整備	2,320 万円

報告第6号

定例議会提出予算概要

担当部課名	都市整備部 鶴瀬駅周辺地区整備事務所
会計種別	令和2年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書
要旨	令和2年度富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)により、令和3年度に繰越した予算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するもの。
主な内容 (特徴点)	令和2年度から令和3年度へ繰越す事業及び繰越額 鶴瀬駅東口土地区画整理事業 1,119万5千円 (内訳) ・物件補償料 (2件分)

報告第7号

定例議会提出予算概要

担当部課名	建設部 水道課
会計種別	令和2年度富士見市水道事業会計予算繰越計算書
要旨	建設改良費1億7,634万5,900円を令和3年度へ繰越しするもの。
主な内容 (特徴点)	工期延長に伴い、老朽管更新事業費の工事1本及び配水管改良費の工事2本について、令和3年度へ繰越しするもの。 1 老朽管更新事業費 (1)送水管布設替(R5114)工事 1億1,593万円 2 配水管改良費 (1)配・給水管布設(R523外)工事 3,757万2,900円 (2)配水管布設(R2965外)工事 2,284万3千円

報告第8号

定例議会提出予算概要

担当部課名	建設部 下水道課
会計種別	令和2年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書
要旨	建設改良費4億5,094万5,060円を令和3年度へ繰越しするもの。
主な内容 (特徴点)	<p>公共下水道建設事業の委託及び工事の計2本及び特定環境保全公共下水道建設事業の工事6本について、令和3年度へ繰越しするもの。</p> <p>1 公共下水道建設事業費</p> <p>(1) 浸水対策調査検討業務委託 2,002万円</p> <p>(2) 山室ポンプ場更新工事 2,674万1千円</p> <p>2 特定環境保全公共下水道建設事業費</p> <p>(1) 新河岸第14污水管渠築造工事(第1工区) 1億3,514万5,200円</p> <p>(2) 新河岸第16-1-1污水管渠築造工事(第1工区) 1億880万9,800円</p> <p>(3) 新河岸第16-1-1污水管渠築造工事(第2工区) 1億395万1,650円</p> <p>(4) 新河岸第16-1-1污水管渠築造工事(第3工区) 1,021万7,900円</p> <p>(5) 舗装本復旧工事(特環その1) 975万1,500円</p> <p>(6) 舗装本復旧工事(特環その2) 3,630万8,010円</p>